

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条の規定により、海自呉史料館（仮称）整備等事業に関する実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成 16 年 8 月 11 日

防衛庁長官 石破 茂

海上自衛隊呉史料館(仮称)
整備等事業

実施方針

平成 16 年 8 月

防 衛 庁

<目次>

1 . 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 実施方針に関する事項	4
(3) 特定事業の選定方法等に関する事項	6
(4) 本事業以外の事業について	6
2 . 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方	8
(2) 選定の手順及びスケジュール(予定)	8
(3) 入札公告	9
(4) 入札説明書	9
(5) 入札参加者の構成に関する要件	9
(6) 入札参加者構成員の資格等要件	11
(7) 審査及び選定に関する事項	15
(8) 契約に関する基本的な考え方	16
(9) 提案書類の取り扱い	18
(10) 入札に伴う費用負担	18
3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	19
(1) リスク分担の考え方	19
(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項	19
(3) 事業の実施状況のモニタリング	19
4 . 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
(1) 立地に関する事項	21
(2) 土地に関する事項	21
(3) 建物に関する事項	21
5 . 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方	23
(2) 管轄裁判所の指定	23
6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方	24
(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置	24
(3) 金融機関等と国との協議	24
7 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	25
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	25

(3) その他の支援に関する事項	25
8 . 実施方針に係る問合せ先等	26
(1) 連絡窓口	26
(2) 実施方針出力紙配布窓口及び本事業に関する掲示板	26
(3) ホームページ	26

(添付資料)

様式 1 実施方針説明会参加申込書

様式 2 実施方針に関する質問書

様式 3 実施方針に関する意見書

資料 1 PFI 事業予定地

資料 2 リスク分担案

防衛庁（以下「国」という。なお「国」には海上幕僚監部、防衛施設庁、呉地方総監部及び広島防衛施設局が含まれる。）は、海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な整備を行うため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、定めるものである。

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業

2) 公共施設等の立地等

- ・立地場所：広島県呉市宝町 5-32
- ・敷地面積：3,247.52 m²
- ・用途地域：商業地域
- ・建ぺい率：100%
- ・容積率：400%

3) 事業目的

本事業は、海上自衛隊の有する資料の展示・保存等を通じて、海上自衛隊員の教育（主として新入隊員への動機付け等の基礎的教育）及び広く国民一般等への広報活動により海上自衛隊の活動に対する理解の促進並びに地域との共生に貢献することを目的とするものである。

本事業は、隊員教育効果の向上と効果的な広報活動の実施を図るため、PFI 法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し実施するものとする。特に、本事業では資料の展示・保存等の運営業務についても民間に委ねるものとし、その創意工夫を通じて事業効果が更に高められることを期待するものである。

4) 事業概要

本事業の概要は、以下のとおりである。

事業内容

本事業は、PFI法に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、史料館施設等を設計・建設した後、公共施設等の管理者等である国に所有権を移転し、事業期間中に係る運営・維持管理業務等を遂行する方式（Build-Transfer-Operate, BTO）により実施する。事業期間は、契約締結日から平成26年3月末までの期間である。なお、史料館への入館は無料とし、国、選定事業者とも入館料の徴収は行わない。

選定事業者が実施する主な業務は次のとおりである。なお、詳細については入札説明書等において示す。

(ア) 施設整備等業務

- ・史料館施設に係る設計業務及び建設業務
- ・展示用潜水艦の改造及び本件敷地内への設置（用途廃止済みの潜水艦を展示用に改造し、事業敷地内に設置する。なお、展示用潜水艦は現在、呉市昭和町にある海上自衛隊専用棧橋（呉港内）に係留中である。）
- ・資料の移動（現在の保管所から本件敷地への移動）
- ・基礎等設計のための土質調査業務（国が実施した土質調査結果では不十分と選定事業者が考える場合）
- ・工事監理業務
- ・近隣対応・対策業務
- ・電波障害調査・対策業務
- ・本件施設（史料館施設及び展示用潜水艦）の整備に伴う各種申請等の業務
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

(イ) 運営業務

- ・常設展示業務（展示制作、展示内容更新、映像資料制作、機器の維持管理）
- ・資料の整理・保存業務（収蔵品の整理・保管）
- ・館内案内業務（受付／インフォメーション、展示解説）
- ・広報業務（パンフレット・ポスター作成、ホームページ制作・管理、イベントの開催、見学受付・問合せ対応等）
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

(ウ) 施設等の維持管理業務

- ・史料館施設に係る維持管理業務
- ・展示用潜水艦の維持管理業務（表面塗装及び艦内展示品等の維持管理等）
- ・清掃業務
- ・昇降機保守点検業務
- ・消防用設備等保守点検業務
- ・給水設備保守点検業務
- ・外構の保守点検業務
- ・警備業務
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

国の支払いに関する事項

国の選定事業者に対する支払いは、以下の2種からなる。

- ・本件施設（史料館施設及び展示用潜水艦）の整備業務に係る対価
- ・運営・維持管理業務に係る対価

国は、選定事業者に対して、本件施設の整備業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価（以下これらの二つを総称して「サービス対価」という。）を、財政法第15条第1項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定めるところに従って、供用開始から事業期間中に亘って支払いを行う。なお、これらの詳細については、入札説明書等で示す。

事業スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

- | | |
|------------|-----------------|
| ・事業契約の締結時期 | 平成17年3月 |
| ・設計・建設期間 | 平成17年4月～平成19年3月 |
| ・本件施設引渡し | 平成19年3月 |
| ・運営期間 | 平成19年4月～平成26年3月 |

5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に必要と想定される根拠法令等は、PFI法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ・都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号)
- ・ 財政法 (昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号)
- ・ 会計法 (昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号)
- ・ 予算決算及び会計令 (昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)
- ・ 国有財産法 (昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号)
- ・ 国有財産特別措置法 (昭和 27 年 6 月 30 日法律第 219 号)
- ・ その他関連する法令、条例等

(2) 実施方針に関する事項

1) 実施方針の配布

本方針については、以下の窓口にて出力紙を配布する。配布期間は、平成 16 年 8 月 11 日 (水) の 9:00 から平成 16 年 8 月 26 日 (木) 17:00 までとする。

- ・ 防衛庁 PFI 推進チーム
- ・ 広島防衛施設局
- ・ 海上自衛隊呉地方総監部

それぞれの窓口の住所、連絡先等については、本方針「 8 . 実施方針に係る問合せ先等」を参照のこと。(以下同じ。)

2) 実施方針に関する説明会

国は、以下のとおり、実施方針に係る説明会を開催する。

開催日時：平成 16 年 8 月 19 日 (木) 13:30 ~

開催場所：広島合同庁舎 3 号館 1 階第 1 5 号会議室 (広島県広島市中区上八丁堀 6-30)

参加資格：本事業への参画を希望する企業等。ただし、1 社につき 3 名までとする。

申込方法：参加希望者は平成 16 年 8 月 17 日 (火) までに、「実施方針説明会参加申込書」(様式 1) により、下記の説明会事務局に事前登録すること。(なお、説明会事務局は、事前登録された参加希望者に関する情報に係る照会を受け、一切回答を行わない。)

説明会事務局：防衛庁 PFI 推進チーム

3) 実施方針に関する質問受付

国は、実施方針に記載された内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間	平成 16 年 8 月 23 日（月）から 8 月 26 日（木）17:00 まで
提出先	防衛庁 PFI 推進チーム
様 式	「実施方針に関する質問書」（様式 2）を用いること。
媒 体	Microsoft Excel（Microsoft Excel2000 で対応可能なバージョン）により作成すること。
提出方法	次のいずれかにより提出すること。 持参 : 印刷物を添付したフロッピーディスクを持参すること。なお、提出を受けたフロッピーディスクは返却しない。 郵送 : 印刷物を添付したフロッピーディスクを郵送すること。なお、提出を受けたフロッピーディスクは返却しない。 電子メール : 添付ファイルとして、上記の提出先の電子メールアドレスへ送信すること。

4) 実施方針に関する質問回答

上記 3) により受け付けた質問及びこれに対する回答は、平成 16 年 9 月上旬に公表することを予定しており、公表後は上記 1) に記した窓口（三箇所）にて閲覧に供する。なお、質問の内容が、事業の性質上、及び応募者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

5) 実施方針に関する意見の受け付け

国は、実施方針に関する意見を受け付ける。受付期間、提出先、媒体、提出方法については上記 3) と同様とする。様式については、「実施方針に関する意見書」（様式 3）を用いること。

6) 意見に対するヒアリング

上記 5) で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国が必要と判断した意見については、当該提出者と直接ヒアリングを行うことを予定している。

7) 実施方針の変更

国は、実施方針公表後における民間企業等からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合は、防衛庁

ホームページ及び掲示板への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

(3) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定に当たっての考え方

国は、PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」(平成13年7月27日)等を踏まえ、国自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ・ 本件施設の整備及び運営・維持管理が同一水準にある場合において、国の財政負担の縮減が期待できること。
- ・ 国の財政負担が同一水準にある場合において本件施設の整備及び運営・維持管理の水準の向上が期待できること。

国の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、選定事業者からの税収その他収入等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる国の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとする。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

なお、選定事業者が附帯的事業を行うことにより、国に追加的な歳入が生じる可能性があるが、VFM評価において、この点は考慮しない。

2) 特定事業の選定結果の公表

国は、前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、平成16年9月上旬(予定)に防衛庁ホームページ及び掲示板において公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

(4) 本事業以外の事業について

選定事業者は、国有地の有効活用の観点から、選定事業の用途又は目的を妨げない限度において、本事業計画地における利用可能容積(最大容積から国の必要容積を除いた容積)を活用し、収益施設等の附帯施設を本件施設と合築(一棟の建物を国と選定事業

者が区分して所有することをいう。以下同じ。)若しくは国有財産法(昭和23年6月30日法律第73号)第18条第3項の規定に基づき史料館の一部の使用又は収益の許可(以下「使用許可」という。)により、選定事業以外の事業を行うことができる。(以下当該事業を「附帯的事业」という。)

附帯的事业は、国有地の有効活用の観点から選定事業者の要望があれば計画地の余剰容積の活用を可能とするものであり、設置を義務づけるものではない。また、これらの事業は、国有財産の有効活用等の観点から評価することを予定しているが、その際、選定事業に係る公共サービスの提供に影響を与える恐れを避ける又は最小限にすること。

なお、附帯的事业に係る施設の光熱水費、設備維持管理費、清掃費、修繕費等は、選定事業者が負担する。

(ア) 附帯的事业を本件施設との合築により行う場合

国は、附帯的事业を行う選定事業者に、PFI法第11条の2第2項の規定に基づき、本件土地を貸し付ける。(ただし、地上権の設定は認めない。)

(イ) 附帯的事业を本件施設又は本件土地の一部の使用許可により行う場合

国は、附帯的事业を行う選定事業者の使用許可を行う。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の選定に当たっては、サービス対価の額、並びに事業運営能力、設計・建設・維持管理能力等その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：会計法第29条の6、予算決算及び会計令第91条第2項）を行う予定である。

本事業を実施する民間事業者の選定にあたっては、二段階で審査を実施することとし、第一段階は入札参加資格審査、第二段階は提案内容審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール（予定）

民間事業者の選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成16年8月19日	実施方針説明会
平成16年8月23日～8月26日	実施方針に関する意見・質問の受付
平成16年9月上旬	実施方針に関する質問への回答の公表
平成16年9月上旬	特定事業の選定
平成16年9月上旬	要求水準書案・事業契約書素案の公表
平成16年9月	要求水準書案・事業契約書素案に対する意見・質問の受付
平成16年10月	要求水準書案・事業契約書素案に対する意見・質問への回答の公表
平成16年10月	入札公告（入札説明書等の交付）
平成16年10月	入札説明書等に対する第1回質問の受付
平成16年11月	入札説明書等に対する第1回質問への回答の公表
平成16年11月	入札参加表明書・入札参加資格確認書類の受付
平成16年11月	入札参加資格確認通知の発送、追加資料の配布
平成16年12月	入札説明書等に対する第2回質問の受付
平成16年12月	入札説明書等に対する第2回質問への回答の公表
平成17年1月	入札提出書類の受付
平成17年2月	落札者の選定及び公表
平成17年2月	基本協定の締結
平成17年3月	事業契約の締結

(3) 入札公告

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価方式による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する予定である。なお、本事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシェで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)に基づいて実施する。

(4) 入札説明書

1) 入札説明書の公表

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る入札説明書を防衛庁ホームページ及び掲示板にて速やかに公表する。入札説明書には、事業者選定の方式、入札参加手続き等を記載するとともに、入札に必要な資料・情報等を提供する。ただし、事業の性質上、一部の資料や情報については、入札参加資格が認められたもののみに対して配布する。詳細については、入札説明書に示す。

2) 入札説明書等に対する質問回答

事業者選定の実施に関する具体的事項は、入札説明書において示す。入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、事業の性質上、及び入札参加者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から不開示にする必要のある事項を除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

(5) 入札参加者の構成に関する要件

入札参加者の構成に関する要件は、以下のとおりとする。

入札参加者は、本方針「1.(1)4)(ア)~(ウ)」に掲げる業務を実施することなどを予定する複数の企業によって構成される法人格のない共同企業体(以下「入札参加グループ」という。)であること。

入札参加グループを構成する企業(以下「構成員」という。)は、構成員(A)、構成員(B)、構成員(C)のいずれかとする。各構成員の定義は、以下のとおりとする。(なお、入札参加グループが、落札者として選定された後に本事業を実施するために本方針「2.(8)1)」に定めるところに従い、株式会社として設立する特別目的会社(Special Purpose Company)を、以下「SPC」という。)

分類	定義
構成員(A)	SPC から直接に業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
構成員(B)	SPC から直接に業務の受託・請負はしないが、SPC に出資する企業
構成員(C)	SPC から直接に業務の受託・請負をするが、SPC には出資しない企業

入札参加グループは、入札にあたり、各構成員が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成員(A)のなかから一社を代表企業として定め、当該代表企業が入札手続きを行うこととする。

SPC から、本方針「 1 . (1) 4) (ア)~(ウ)」に掲げる業務を直接に受託・請負をする企業は、構成員(A)または構成員(C)のいずれかの形で入札参加グループに参加すること。

上記の規定に関わらず、本方針「 2 . (6) 2)」に示す資格等要件を求める構成員のうち、「建設に当たる者」、「潜水艦の改造等に当たる者」及び「運営に当たる者」は、すべて構成員(A)として入札参加グループに参加すること。

本事業では、SPC から直接に業務の受託・請負はしないが、SPC に出資する企業が任意に入札参加グループに参加することを認める。これに該当する企業は、すべて構成員(B)として提案書に明記すること。

落札者として選定された入札参加グループは、本事業を実施するために SPC を設立すること。詳細については、本方針「 2 . (8) 1)」を参照のこと。

入札参加グループの代表企業の出資比率(議決権割合を基準として算定する。以下同じ。)は、出資者中最大とする。また、代表企業を含む構成員(A)の出資比率の合計は、50%を超えるものとする。

入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。

入札参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(本方針「 2 . (6) 1) ~ 2)」に定める要件を満たさなくなった場合を除く。)は、国と協議を行うこととする。協議の結果、国が妥当と認めた場合は、入札参加グループの代表企業以外の構成員を入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。なお、本方針「 2 . (6) 1) ~ 2)」に定める要件を満たさなくなった場合については、本方針「 2 . (6) 3)」の規定が適用される。

(6) 入札参加者構成員の資格等要件

1) 共通要件

入札参加グループの構成員は、いずれも以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者（運営及び維持管理業務を行う者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者（運営及び維持管理業務を行う者を除く。）であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者であっても、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の級別の格付けを受けている場合は、本件への入札参加を認める。

広島防衛施設局から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成 6 年 8 月 31 日付施本第 1605 号通知)に基づく指名停止等を受けていないこと。

広島防衛施設局及び呉地方総監部が、本事業についてアドバイザー業務を委託した株式会社三菱総合研究所並びに株式会社三菱総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社久米設計、あさひ・狛法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該会社等の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有してしている会社、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の代表権を有する役員を兼ねている場合の会社をいう。(以下同じ。)

海上幕僚監部が、本事業について調査業務を委託した株式会社文化環境研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

防衛庁が、本事業について調査業務を委託した株式会社あさひ銀総合研究所と資本面若しくは人事面において関連があった者でないこと。また、株式会社あさひ銀総合研究所を存続会社として合併設立した株式会社りそな総合研究所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

2) 個別要件

入札参加グループの構成員のうち、設計・建設及び運営・維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ 及び、各業務に応じ 、 、 及び の要件を満たすこと。

なお、 、 、 及び のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

広島防衛施設局及び呉地方総監部の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

設計に当たる者（以下「設計企業」という。）は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても次の要件を満たすこと。

(ア) 防衛施設庁長官又は呉地方総監から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の「建築」、「土木」にあつては「A」等級に、「電気」、「機械」、「通信」にあつては「A」あるいは「B」等級に格付けされている者であり、広島防衛施設局又は呉地方総監部に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」、「土木」を担当する者については「A」等級、「電気」、「機械」、「通信」を担当する者については「A」あるいは「B」等級の格付けを受けていること。

(イ) 当業務に関連した実績を有すること。なお、実績の要件については、入札説明書等に示すものとする。

工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）は次の要件を満たすこと。

(ア) 防衛施設庁長官又は呉地方総監から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の「建築」、「電気」、「機械」、「通信」、及び「土木」において「A」等級に格付けされている者であり、広島防衛施設局又は呉地方総監部に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」、「電気」、「機械」、「通信」、「土木」を担当する者がそれぞれ「A」等級の格付けを受けていること。

(イ) 当業務に関連した実績を有すること。なお、実績の要件については、入札説明書等に示すものとする。

建設に当たる者（以下「建設企業」という。）は次の要件を満たすこと。

(ア) 防衛施設庁長官又は呉地方総監から建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」にあつては

「A」等級、「土木一式工事」にあつては「A」あるいは「B」等級に格付けされている者であり、広島防衛施設局又は呉地方総監部に競争参加を希望していること。かつ、それぞれの工事種別について、防衛施設庁長官又は呉地方総監が算定した総合審査数値の点数が、以下に示した点以上ある者であること。

工事種別	基準となる総合審査数値
建築一式工事	1,200 点
土木一式工事	830 点
電気工事	870 点
管工事	870 点
電気通信工事	870 点

なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」、及び「電気通信工事」を担当する者については「A」等級の格付けを、「土木一式工事」を担当する者については「A」あるいは「B」等級を受け、かつそれぞれの工事種別について防衛施設庁長官又は呉地方総監が算定した総合審査数値の点数が、以上に示した点以上ある者であること。

- (イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和22年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。
- (ウ) 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- (エ) 平成6年度以降に、当工事に関連した実績を有すること。なお、実績の要件については、入札説明書等に示すものとする。

潜水艦の改造等に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 平成6年度以降に、海上自衛隊の潜水艦の製造、改造又は修理の実績があること。

維持管理に当たる者(以下「維持管理企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 平成16・17・18年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一)審査において、資格の種類が「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の者及び中国地域の参加資格を有する者であること。
- (イ) 平成6年度以降に、本件施設の類似施設の維持管理業務実績があること。なお、類似施設の定義は入札説明書に示す。

運営に当たる者(以下「運営企業」という。)は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- (ア) 平成6年度以降に、防衛庁所管の広報施設等の事務・案内業務の業務実績があ

ること。

- (イ) 平成 6 年度以降に、博物館法（昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）上の登録博物館もしくは博物館相当施設の運營業務、運営計画業務又はそれらに付随した内容検討業務のいずれかの業務実績があること。

3) 入札参加グループの構成員の資格喪失について

入札参加資格確認後に入札参加グループの構成員が入札参加資格（本方針「2.(6)1)~2)」参照）を喪失した場合は、以下の取り扱いとする。なお、下記及びの場合に、当該グループについて本方針「2.(5)」に記載されている入札参加者の構成に関する要件が充足されない場合は、当該グループは落札者として決定されないこととする。

入札参加資格を有すると確認を受けた日から提案書提出日前日までの間に資格を喪失した場合

- (ア) 代表企業が資格を喪失した場合は、代表企業が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められたものが当該グループの構成員の中に存在し、かつ当該入札参加グループの構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り（資格未確認の企業を代表企業として新たに入札参加グループに追加することは認めない）資格を喪失した当初の代表企業を入札参加グループから除外した上で、提案書を提出することができる。この場合、当初の代表企業が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出することを条件とする。
- (イ) 代表企業以外の構成員（A）又は構成員（C）が資格を喪失した場合は、資格を喪失した構成員の他に、資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められたものが当該グループの構成員の中にいる場合は、提案書を提出することができる。資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について当該グループ内に入札参加資格が認められたものが他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受けた上でその場合に限り構成員の追加を認める。これらの場合のうち構成員（A）が資格を喪失した場合、当初の構成員（A）が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出しなければならない。なお、上記のいずれの場合も、資格を喪失した構成員は入札参加グループから除外されるものとする。
- (ウ) 構成員（B）が資格を喪失した場合は、資格喪失した構成員を入札参加グループから除外した上で（資格未確認の新たな企業をグループに追加させることなく）当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、提案書を提出することができる。

提案書提出から落札者決定前日までの間に資格を喪失した場合

- (ア) 代表企業を含む構成員(A)が資格を喪失した場合は、当該グループを失格とする。
- (イ) 構成員(B)が資格を喪失した場合は、資格を喪失した構成員を入札参加グループから除外し、当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、審査の対象として認める。
- (ウ) 構成員(C)が資格を喪失した場合は、資格を喪失した構成員の他に、資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められたものが当該グループの構成員の中にある場合は、既に提出された提案書の内容（提案価格を含む。）を一切変更せず、かつ、変更後の構成員がその提案内容を確実に実行できることが入札参加グループによる説明等により確認された場合に、構成員(C)の変更を認める。資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について、当該グループ内に入札参加資格が認められたものが他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受けた上で上述の条件を満たした場合に限り構成員の追加を認める。なお、上記のいずれの場合も、資格を喪失した構成員は入札参加グループから除外されるものとする。

落札者決定日から事業契約締結日前日までの間に資格を喪失した場合

落札者として決定された入札参加グループの構成員が、事業契約締結日前日までに資格を喪失した場合であっても、当該グループは失格とはならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

なお、構成員の変更を認める場合でも、そのことによる提案書提出日や落札者決定日の変更は行わない。

(7) 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会

民間事業者の選定に当たり、部外学識経験者・防衛本庁職員・防衛施設庁職員等で構成する審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書類の審査を行う。なお、審査委員については、入札説明書等で示す。

2) 審査及び選定

審査は総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。第一次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案

書類を提出することができる。提案方法等の詳細については、入札説明書等において示す。

落札者の選定にあたっては、提案価格及び事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件等を審査委員会が総合的に評価し、その評価を踏まえ、国は最も優れた提案を行った者を落札者として決定する。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な評価基準については、入札説明書等において示す。

- ・ 第一次審査（資格等要件審査等）
- ・ 第二次審査（提案価格、施設整備計画、維持管理計画、運営計画等）

3) 選定結果の公表

落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

4) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないとは判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(8) 契約に関する基本的な考え方

1) 特別目的会社の設立等について

入札参加者は、本事業に係る提案書類の審査の結果、落札者として選定された場合は、本事業を実施するため、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を設立する。

2) 事業契約の概要

国は、落札者と事業契約の締結に向けて基本協定書を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した SPC と事業契約を締結する。事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定し、事業期間を平成 26 年 3 月までとする契約となる。なお、事業契約書素案については、入札説明書公表までに公表する。

3) 選定事業者の株主構成等について

選定事業者たる SPC の株主は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するもの

とし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(9) 提案書類の取り扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、提案書類は入札参加者に返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

3) 提案書類の変更等の禁止

提案書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(10) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業では、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(平成13年1月22日)に示された「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方にに基づき、国が担当する業務に伴うリスクについては国が、選定事業者が担当する業務に伴うリスクについては選定事業者が管理することを基本とする。リスク分担案の考え方は、原則として「リスク分担案」(資料2)によることとし、具体的な事項については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、契約書素案等において示す。

(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、国は、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を、選定事業者に求めることを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供、契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

契約保証金等の詳細については入札説明書等において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

国は、事業契約に定める業務要求水準の達成状況及び選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約において定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

基本設計・実施設計時

国は、選定事業者によって行われた基本設計及び実施設計が、事業契約に定める要求水準、選定事業者の提案内容に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に国から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、国が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での施工状況の確認を受ける。

工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で国の確認を受ける。この際、国は、施設の状態が事業契約に定められた要求水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、本件施設の工事の内容が事業契約に定めた条件に適合しない場合には、国は修補又は改造を求めることができる。

運営・維持管理段階

国は、運営・維持管理段階において、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士または監査法人による監査を経た財務の状況について、国に報告しなければならない。

4) サービス対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理業務において、事業契約に定める要求水準等が達成されていないことが判明した場合、国はサービス対価のうち、運営・維持管理業務に係る対価の減額等を行う。具体的な減額方法等については、事業契約において定める。

4．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

本件施設の立地に関する基本的な条件は、本方針「1(1)2)」に示したとおりである。

(2) 土地に関する事項

1) 特定事業に係る国有財産の無償貸与

国は、事業期間中(設計・建設期間及び運営期間を含む。)特定事業の用に供するために選定事業者に国有財産を無償で貸与する。

2) 埋蔵文化財に係る調査について

本件の事業計画地については、埋蔵文化財の調査を実施する必要はない。

3) 土質調査について

本件の事業計画地については、国において土質調査を実施しており、その内容は別途公表等する予定である。

4) 附帯的事業に係る土地の取扱い

附帯的事業を行うに当たり必要な土地の利用については、以下の条件を踏まえること。

土地利用条件

本事業において、附帯的事業を行うに当たり、国は、選定事業者に対して、当該施設に相当する土地面積について使用を認めることとし、相応の使用料を徴収する。

事業期間終了後の取扱い

原則、事業期間終了時に附帯的事業を終了するものとするが、選定事業者は、事業期間終了後も当該附帯的事業と同一の用に供するため国有財産を引き続き使用することは可能である。

(3) 建物に関する事項

基本的な施設構成については以下のとおりである。施設構成、規模、設計要件等の詳細については、入札説明書等で明示する。

設置施設	概 要
施設内容	<p>展示室</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設展示室（建築延床面積の40%程度） 展示準備室（60㎡程度）：常設展示室に隣接させる。 <p>集会諸室</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイダンス室 多目的室（100㎡程度1室）：椅子をスクールタイプレイアウトで約100名収納可能とする。 図書室（25㎡程度1室）：開架書架とする。 会議室（25㎡程度1室） <p>サービス諸室</p> <ul style="list-style-type: none"> ラウンジ（2室又は適宜） <p>管理諸室他</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務室（80㎡程度1室） 応接室（15㎡程度1室） 更衣室、給湯室（適宜） 収蔵庫（200㎡程度1室）： 温湿度管理を必要とする。収蔵品は金属類、紙、布とする。 収蔵庫には前室を設置する。 荷解きスペース（適宜） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 便所、階段、倉庫、作業員休憩室、機械室等（適宜）
付帯する施設	<ul style="list-style-type: none"> 展示用潜水艦：艦内最上層に展示室(180㎡程度)を設置する。 艦内展示室へは、常設展示室からの直接出入口を設けること。
屋外展示スペース	<ul style="list-style-type: none"> 重量物の展示は考慮しない。（適宜）

5 . 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

国と選定事業者の間において、事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、国と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由毎に次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

国は、事業契約の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。

2) 国の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。

3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

国及び選定事業者は、事業契約に具体的に列挙した事由が生じた場合には、事業契約に定められた発生事由ごとに、適切な措置を講じるものとする。

(3) 金融機関等と国との協議

事業の安定的な継続を図ることを目的として、国は選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を選定事業者が受けることができるように努めるものとする。

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する無利子又は低利融資の対象事業である。入札参加者は、当該融資を利用することを前提として提案することができる。ただし、当該融資制度の趣旨は民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には民間金融機関と同等の金利を前提とすることとしているので、入札参加者はこの点に留意して提案を行うこと。なお、国は当該融資の可否による条件変更は行わない。当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

(3) その他の支援に関する事項

国は、選定事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要な協力をを行う。

8. 実施方針に係る問合せ先等

(1) 連絡窓口

本方針に関する問合せ先（及び実施方針の説明会事務局）は、以下のとおりである。

防衛庁 PFI 推進チーム

住所：東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛庁 庁舎 E2 棟 3 階

TEL：03-3268-3111（内線 2 8 1 1 3）

FAX：03-3268-3111（内線 2 8 1 0 9）

Mail：morohay@jda.go.jp

(2) 実施方針出力紙配布窓口及び本事業に関する掲示板

本方針の出力紙の配布窓口及び本事業に関する掲示板の所在地は、以下のとおりである。

防衛庁 PFI 推進チーム（住所等は上記（1）と同じ）

広島防衛施設局建設部建設企画課

住所：広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎第 4 号館

TEL：0 8 2 - 2 2 3 - 7 2 2 9

FAX：0 8 2 - 2 2 3 - 0 2 2 1

Mail：ic013@rose.ocn.ne.jp

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課

住所：広島県呉市幸町 8 - 1

TEL：0 8 2 3 - 2 2 - 5 5 1 1（内線 2 2 5 2）

FAX：0 8 2 3 - 2 2 - 5 5 1 1（内線 2 6 1 5）

Mail：krh-keiyakukakari@kk.jmsdf.go.jp

(3) ホームページ

本事業に関する情報提供は、防衛庁ホームページ（<http://www.jda.go.jp/>）を通じて適宜行う。

(様式 1)

防衛庁 PFI 推進チーム 御中

実施方針説明会参加申込書

平成 16 年 8 月 19 日 (木) に開催される実施方針説明会への参加を希望します。

会 社 名	
部 署	
参加予定者 (役職・氏名) 1 社につき 3 名まで	
住 所	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

1 . 受付時間

平成 16 年 8 月 11 日 (水) から 8 月 17 日 (火) まで

持参の場合は午前 10 時から午後 5 時まで。

郵送・FAX・電子メールの場合は 8 月 17 日 (火) 17:00 までに必着とする。

2 . 提出方法

本様式により、以下のいずれかの方法により、説明会事務局 (PFI 推進チーム) まで提出すること。

郵送または持参

ファックス

電子メール (Microsoft Word (Microsoft Word2000 に対応可能なバージョン) により作成すること。)

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業実施方針」について、以下のとおり質問を提出します。

会 社 名	
部 署	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

No	該当箇所					タイトル	質問
	頁	項					
1	1	1	(1)	1)		<記入例>	
2							
3							
4							
5							

- 注) 1. Microsoft Excel (Microsoft Excel2000 に対応可能なバージョン) により作成すること。
2. 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入すること。
3. 行が不足する場合には、適宜調整すること。
4. 実施方針の該当箇所の順番に並べること。
5. 質問は、各 No.につき 1点とすること。(一つの No.の中に複数の質問を含まないこと。)

(様式3)

平成 年 月 日

実施方針に関する意見書

「海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業実施方針」について、以下のとおり意見を提出します。

会 社 名	
部 署	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

No	該当箇所					タイトル	意見
	頁	項					
1	1	1	(1)	1)		<記入例>	
2							
3							
4							
5							

- 注) 1. Microsoft Excel (Microsoft Excel2000 に対応可能なバージョン) により作成すること。
2. 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入すること。
3. 行が不足する場合には、適宜調整すること。
4. 実施方針の該当箇所の順番に並べること。
5. 意見は、各 No.につき 1点とすること。(一つの No.の中に複数の意見を含まないこと。)